

株式会社関西スーパーマーケットとの合同フェア開催事業業務 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本市と株式会社関西スーパーマーケットとの合同フェア開催事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものです。

2 受託の内容

株式会社関西スーパーマーケットとの合同フェア開催事業委託仕様書（別添1）によります。

3 契約上限額

上限額2, 225, 440円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 参加要件

法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 業務の管理運営が可能な組織体制、能力を有すること。
- ② 業務を円滑に遂行するため、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑に処せられているものがないこと。
- ⑦ 租税等の滞納がないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- ⑨ 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

6 公募型プロポーザル実施の公告方法

市ホームページにより公告

7 スケジュール

令和7年4月14日(月)	市ホームページにて公告
令和7年4月30日(水)午後5時	質問書 提出期限 ※質問の回答は市ホームページに随時回答予定
令和7年5月8日(木)午後5時	参加表明書及び誓約書兼同意書 提出期限
令和7年5月16日(金)午後5時	企画提案書 提出期限
令和7年5月23日(金)	審査(書類審査及びヒアリング)
令和7年6月上旬	審査結果通知

8 公募型プロポーザルの方法

(1) 参加申込み

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(別紙1)及び誓約書兼同意書(別紙2)を提出してください。

- ① 提出場所 本実施要項14(書類提出及び問合せ先)に記載する事務局
- ② 提出期限 令和7年5月9日(金)午後5時まで
※持参又は郵送(送付の場合であっても、上記の日時必着とします。)
- ③ 提出方法 持参又は郵送
- ④ その他

ア 実施要領に規定する資格要件に疑義がある場合は、事前に確認の連絡をする場合があります。
イ 郵送により参加表明をした者に対しては、事務局から書類を受け付けた旨の電話連絡を行いますが、連絡が無い場合には事務局に問い合わせをお願いします。

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要項2「受託の内容」を参照の上、提案してください。

② 提出書類

申請の際は、以下の書類を原本1部、副本13部(複写可)の計14部、本実施要項14(書類提出及び問合せ先)に記載する事務局に提出してください。なお、事務局が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

ア 企画提案書提出書(別紙3)

イ 企画提案書

- ・ 提出する企画案は、1案のみとします。
- ・ 企画提案書はA4判(一部A3判を折り曲げても可)で作成しページ番号を挿入してください。
- ・ 企画内容の抽選会の運営については、具体的な方法や枠組みをスキームで明示してください。
- ・ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫してください。
- ・ 業務の再委託を想定している場合は、再委託先、再委託する業務の内容(範囲)、個人情報を取り扱う業務が含まれるかについて記載してください。

- ・ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属します。

ウ 見積書

- ・ 見積書には積算内容を明記してください。様式は任意とします。
なお、積算内容については、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上
限（本実施要項3を参照）の範囲内で見積ってください。数量、単価等の積算根拠も明確に記
載してください。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記してください。
- ・ 宛名は「えびの市物産販売等促進実行委員会 会長 福元 英雄」としてください。

エ 定款、寄附行為、規約等（法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類）

オ 登記簿謄本及び印鑑証明書（法人の場合）

カ 法人等の設立趣旨、概要が分かる書類（パンフレット）

キ 収支決算書等の収支が確認できる書類（過去2年間の決算分）

ク 納税証明書

住所（所在地）を置く県及び市町村が発行した滞納のないことの証明書

ケ その他添付資料

本事業の実施に関して参考となる資料があれば提出してください。

③ 提出期限及び提出方法

令和7年5月16日（金）午後5時まで

※本実施要項14（書類提出及び問合せ先）の場所まで持参又は郵送（郵送にあつては、書留郵便
又はそれと同等の手段により提出してください。郵送の場合であっても、上記の日時必着としま
す。）

※企画提案書及び見積書を提出した後においては、これらの書類の内容を変更することはできま
せん。

(3) 質問等

① 受付方法

本業務など企画提案募集に関する質問は、質問書（別紙4）を次の方法により提出してください。

- ・ 電子メール（アドレス：kankoshoko@city.ebino.lg.jp）又はFAXにより提出してください。
- ・ 件名は「株式会社関西スーパーマーケットとの合同フェア開催事業業務公募型プロポーザルへ
の質問」としてください。

② 受付期限

令和7年4月30日（水）午後5時まで

③ 回答

原則として、質問受付日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回
答するものとします。

質問内容及び回答は市ホームページにてお知らせします。

なお、回答内容については、実施要項と同等の効力を持つものとします。また、質問書の受付期
間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとします。

9 選定基準及び選定方法

えびの市物産販売等促進実行委員会（以下、実行委員会）において、選定基準に基づき、その方法は以下のとおりとします。

(1) 選定基準

	基本 選定 基準	審査項目関連		配点	総合
1	平等性	事業内容や運営方法等は利用者の平等を確保するものになっているか。		3	6
		特定の者・団体等に対し、不当に優遇措置がとられたり利益を制限したりを優遇する恐れはないか。		3	
2	組織 体制 ・ 活動 実績	本業務を円滑に実施するための運営体制及び財政基盤が整っているか。		5	20
		本事業を確実に履行できるスケジュールとなっているか。		5	
		本事業に類似した業務実績を有しているか。		5	
		個人情報保護、情報公開等への対応、情報管理体制等に問題はないか。		5	
3	事業 内容	合同 フェアの 企画	合同フェアの開催について、えびの市の魅力が伝わり、市への誘客や物産の販路拡大に繋がること、そのスキームとともに提案がされているか。	10	65
			提案の内容は募集要項や仕様書に示した内容を踏まえているか。	5	
		抽選 会の 企画	抽選会開催や情報の発信方法について、より多くの購入者に情報を届ける効果的な方法が提案されているか。	10	
			えびの市のPRに繋がり、市への誘客や特産品の販路拡大の促進を図れる景品が提案されているか。	10	
			ランディングページや応募フォームについては、利用者が、見やすく利用しやすいものが提案されているか。また、ランディングページについては、えびの市の魅力が伝わるデザイン及び内容となっているか。	10	
		運営	応募者の管理や当選者の選定方法等、適切な方法による管理・選定を実施できる提案がされているか。	5	
			えびの市及び株式会社関西スーパーマーケットと連絡の取れる体制をとることができ、協議等に同行可能な体制を整えることができる提案か。	5	

		広報	合同フェアやキャンペーン等の情報の発信方法について、より多くの者に情報を届ける効果的な方法が提案されているか。	10	
		独自提案	独自提案として、えびの市の知名度向上、特産品の販路拡大に資する企画を提案しているか。	4	4
4	経済性		経費の積算が企画内容に対し、妥当なものとなっているか。また、節減が図られているか。	5	5
	合計			100	100

(2) 選定方法

実行委員会において、企画提案書を基に書類審査及びヒアリングを実施し、委託事業者を選定します。

(3) 最低基準点の設定

委託事業者候補者として選定されるための最低基準点は、各委員の持ち点を合計した点数（満点）の100分の60とします。

(4) 場所

えびの市役所庁舎内

(5) 審査日

令和7年5月23日（金）

※ 開催時間等の詳細は別途連絡。

(6) 時間

説明時間は20分以内とする。質疑は10分以内を目安とします。

(7) 説明者

審査に対応可能な者は3名以内とする。主たる説明者を1名、主たる説明者を補助する者を2名以内とし、主たる説明者は本業務の主任担当者としてください。

ヒアリングは、既に提出させた提案内容を直接確認するために行うものであり、新たな提案や提案内容の修正は行わないでください。

(8) 選定結果の通知

選定委員会での選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。

(9) その他

① 審査の時間帯については、5月21日（水）までに連絡します。

10 契約

(1) 受託候補者と実行委員会は、採択された企画提案書の内容に基づき随意契約を行います。

(2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成しますが、本業

務の目的達成のために必要と認められる場合には、委員会と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがあります。

- (3) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、第1項に準じて契約を行います。
- (4) 業務を再委託する場合は、受託候補者から「再委託の承認申請書」、受託候補者及び再委託先の連名で「再委託に係る個人情報保護に関する誓約書」の提出を依頼することがあります。

11 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 参加要件を満たさないこととなったとき
- (2) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 2件以上の企画提案をした者
- (5) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) その他、委員会で協議の結果、不相当と認められるもの

12 情報公開

- (1) 申請に際して提出していただいた書類等については、委託候補者に選定された事業者等の事業者名、企画提案参加申込書、事業者情報、事業計画書、収支予算書、その他提出書類など全て原則公開となるほか、選定されなかった事業者についても、企画提案参加申込書、事業者情報、その他提出書類などの書類は一部公開となります（えびの市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する部分を除く。）。あらかじめご了承ください
- (2) 申請事業者の知的財産等に係る内容など、申請事業者が非公開の取扱いを求める部分については、申請の際にあらかじめ内容を特定して表明してください。

13 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とします。
- (2) 申請書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、公募や選定に関わる公表をする場合、その他市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (4) 申請内容に特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる現象に係る責任はすべて申請者が負うこととします。
- (5) 申請の辞退は選定委員会開催の前日までに辞退届（別紙5）をもって行うことができます。ただし、この場合においても申請書類は返却しません。
- (6) 再度の選定について
次の場合は再度選定を行うことがあります。
①申請がなかった場合

②申請があったものの、いずれにも適切な提案がなく、候補者が選定できない場合

③選定の結果を通知した後に、何らかの事情で業務の委託ができない場合

※選定の結果を通知した後の何らかの事情

- ・委託事業者（候補者）が倒産、解散等の状態になり、法人等としての能力や存在をなくしたとき。
- ・申請資格がなかったことが判明したとき。
- ・委託事業者（候補者）が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

14 書類提出及び問合せ先

えびの市物産販売等促進実行委員会事務局（えびの市観光商工課商工係）

〒889-4301 宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地

電話：0984-35-3728（直通） FAX：0984-35-0401（代表）

E-mail：kankoshoko@city.ebino.lg.jp